

第 5 8 号 議 案

東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提 案 理 由 )

この案は、使用料の還付等に関し、規定の整備を図るため提出  
します。

## 東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例

東京都台東区体育施設条例（昭和50年3月台東区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「使用料の5割相当額を限度とする額」を「委員会規則で定める額」に改める。

別表第2中

「

台東リバーサイドスポーツセンター体育館	1 毎週月曜日
台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場	2 1月1日から同月4日まで 3 12月28日から同月31日まで
台東リバーサイドスポーツセンター野球場	
台東リバーサイドスポーツセンター庭球場	

」

を

「

台東リバーサイドスポーツセンター体育館	1 毎週月曜日(毎月第1月曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)に当たる月曜日を除く。)
台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場	
台東リバーサイドスポーツセンター野球場	2 1月1日から同月4日まで
台東リバーサイドスポーツセンター庭球場	3 12月28日から同月31日まで

」

に改め、同表台東リバーサイドスポーツセンター少年野球場の項中「毎週月曜日」の次に「(毎月第1月曜日及び休日に当たる月曜日を除く。)」を加え、同表中

「

柳北スポーツプラザ体育館	1 1月1日から同月4日まで
柳北スポーツプラザ庭球場	2 12月28日から同月31日まで

」

を

「

柳北スポーツプラザ体育館	1 毎月第1月曜日。ただし、第1月曜日が休日 に当たるときは、その日の直後の休日 でない日 2 1月1日から同月4日まで 3 12月28日から同月31日まで
柳北スポーツプラザ庭球場	

」

に改め、同表荒川河川敷運動公園運動場の項休場日の欄を次のように改める。

1 1月1日から同月4日まで
2 12月28日から同月31日まで

別表第3(9)の部を次のように改める。

#### (9) 柳北スポーツプラザ体育館

開場時期	開場時間	使用時間(貸し切りの場合のみ)				
		午前	午後	夜間1	夜間2	全日
年間	午前9時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで

別表第3(10)の部年間の項中「午前8時」を「午前9時」に改め、同表(11)の部を次のように改める。

#### (11) 柳北スポーツプラザプール

開場時期	開場時間	使用時間(貸し切りでない場合のみ)
6月1日から9月30日まで	午前9時から午後9時まで	1時間以内を1単位とする。

別表第3(12)の部備考中「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)」を「休日」に改める。

別表第4(8)の部全日1の項を削り、同部中「全日2」を「全日」に改め、同表(10)の部を次のように改める。

#### (10) 柳北スポーツプラザプール

使用単位	金額
15歳以上(1時間以内)	250円
14歳以下(1時間以内)	100円

付 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 2 条第 2 項第 2 号の改正規定は平成 2 7 年 3 月 1 日から、別表第 2 の改正規定中柳北スポーツプラザ体育館及び柳北スポーツプラザ庭球場に関する部分は同年 4 月 1 日から施行する。

( 東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例の一部改正 )

- 2 東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例 ( 平成 2 6 年 1 0 月台東区条例第 2 8 号 ) の一部を次のように改正する。

別表第 2 の改正規定中

「

柳北スポーツプラザプール	別表第 3 に定める開場時期以外の日
たなかスポーツプラザ体育館	1 毎月第 1 月曜日。ただし、第 1 月曜日が国民の祝日に関する法律 ( 昭和 23 年法律第 178 号 ) に定める休日 ( 以下「休日」という。 ) にあたるときは、その日の直後の休日でない日 2 1 月 1 日から同月 4 日まで 3 12 月 28 日から同月 31 日まで
たなかスポーツプラザグラウンド	

」

を

「

柳北スポーツプラザプール	別表第 3 に定める開場時期以外の日
たなかスポーツプラザ体育館	1 毎月第 1 月曜日。ただし、第 1 月曜日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日 2 1 月 1 日から同月 4 日まで 3 12 月 28 日から同月 31 日まで
たなかスポーツプラザグラウンド	

」

に改める。

別表第 3 ( 1 3 ) の部を ( 1 5 ) の部とし、同表 ( 1 2 ) の部備考を改め、同部を同表 ( 1 4 ) の部とし、同表 ( 1 1 ) の

部の次に( 1 2 )の部及び( 1 3 )の部を加える改正規定中「同表( 1 2 )の部備考中「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)」を「休日」に改め、同部を同表( 1 4 )の部とし、同表」を「( 1 2 )の部を( 1 4 )の部とし、」に改める。